



平和の森公園を守ろう!

平和の森公園

田中大輔区長を被告に

工事の不当性を問う!

～2/16 東京地方裁判所に 提訴～



中野区と区民の貴重な宝である「公園の価値を減少させること」  
「住民監査請求における違法な手続」について

2月16日、「緑とひろばの平和の森公園を守る会」の5人が原告となって提訴しました。  
1月15日から樹木の伐採が始まって、近隣住民・区民の中に怒りと悲しみが広がっています。  
区民の声を聴かずにどんどん工事を進める中野区ですが、私たちは、あきらめず、工事を止め  
公園を元に戻すよう裁判を通して、これからも行動を続けます。

第一回口頭弁論の日程決まる!

4月16日(月)午後2時半

東京地方裁判所 1階 103号法廷

どなたでも傍聴できます。一緒に行きましょう!

担当裁判官宛の  
要請署名を始めます!  
ご協力ください。

集まろう!

トーク会

3月17日(土)

10時～

新井区民活動センター2階

●弁護士にきく ●今後の運動について

区役所前アクション ...署名と宣伝行動...

3月19日(月)11時半～12時半 参加を!

写真展「平和の森公園は今...」

3月13日(火)～27日(火) 見てね!

新井区民活動センター2階

裁判の訴え 概要 ー原文は、ホームページに掲載ー

公園の価値を減少させ、適正な管理を怠る事実

1. 樹木伐採17,787本(内中高木は254本)により、公園の森林景観の中核をなす樹木が失われ、もはや森とはよべず、公園の価値を減少させること。
2. 草地広場に300台トラック、100台の6レーン設置により、保育園児等乳幼児の遊び場、小学生の活動場やお年寄り及び家族の憩いの場としての安全性・利便性を減少させること。
3. 子どもたちの大好きな築山からわずか5～6mの場所にバーベキューサイトを設置することにより、臭いやごみ処理により利用環境が悪化することが予想され、公園周辺の環境が侵害され、公園利用減少による利用価値を低下させること。
4. 公園内の滝壺・池には絶滅危惧Ⅱ類に分類されているミナミメダカが生息している。工事によってその生息環境に大きな影響を与え、失われる可能性があり、公園の価値を減少させること。

住民監査請求における手続違法の事実

①原告らは、平成29年12月4日付で住民監査請求を行ったが、中野区監査委員は平成30年1月17日付でこれを不適法却下とした。しかし、この判断は地方自治法規定の意見陳述なしの手続き的違法がある。②中野区議会選出の2人の監査委員は、工事・計画決定への関与があるため、住民監査業務への参画は地方自治法に反し手続的違法がある。これらも「財産管理を怠る事実」として認められる。



緑とひろばの平和の森公園を守る会 代表世話人 杉 英夫

問い合わせ 090-7247-0448(根岸)

<http://peace-woods-park.society.ne.jp/>

「中野一緑とひろばの平和の森公園を守る会」で検索  
ツイッター #平和の森公園で検索



会の運営は募金で行っています

★ご協力お願いします★

ゆうちょ銀行 口座10180-72339671

緑とひろばの平和の森公園を守る会

代表世話人 杉 英夫